

**静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について**

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「25万5,240円と26円73銭」を「26万2,530円と27円50銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

(静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円と4円88銭」を「37万5,500円と5円2銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。